

議第33号

京都市美術館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市美術館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市美術館条例の一部を改正する条例

京都市美術館条例の一部を次のように改正する。

第6条中「を使用して美術品等の展示をしよう」を「の展示室を使用しよう」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、美術館の展示室は、美術品その他これに類する物を展示し、又は社会教育の振興を図る目的以外の目的に使用することができない。ただし、使用しようとする展示室の一部（2以上の展示室を使用しようとする場合にあつては、その一部の展示室）に限り、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第7条第2項中「開館時間」を「別表第2に掲げる使用時間の区分」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

区 分		使 用 料		
		午 前	午 後	全 日
本 館	大 展 示 室	13,500 ^円	18,000 ^円	31,500 ^円
	1階北展示区画及び1階南展示区画	17,300	23,200	40,500
	2階北展示区画及び2階南展示区画	20,200	27,100	47,300
	第207号展示室	3,900	5,100	9,000

	付 属 施 設	別に定める。		
別 館	第 1 展 示 室	7,700	10,300	18,000
	第 2 展 示 室	8,700	11,600	20,300
	付 属 施 設	別に定める。		
駐 車 場 (1 台 に つ き)		1,300		
付 属 設 備		別に定める。		

備考1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「全日」とは午前9時から午後5時までをいう。

2 「本館」とは、美術館において別館以外の部分をいう。

3 展示区画は、それぞれ次に掲げる展示室からなるものとする。

(1) 1階北展示区画 第101号展示室から第105号展示室まで

(2) 1階南展示区画 第106号展示室から第110号展示室まで

(3) 2階北展示区画 第201号展示室から第206号展示室まで

(4) 2階南展示区画 第208号展示室から第213号展示室まで

4 大展示室、第207号展示室、第1展示室若しくは第2展示室又は展示区画を構成する全部の展示室について、例外的目的（第6条第2項に規定する目的をいう。以下同じ。）に使用する場所が存する場合の使用料は、この表に掲げる額の3倍に相当する額とする。

5 展示区画を構成する一部の展示室について、例外的目的に使用する場所が存する場合の使用料は、この表に掲げる額に当該場所が存する展示室それぞれにつき次に掲げる額の2倍に相当する額を加算した額とする。

(1) 第101号展示室、第104号展示室、第107号展示室、第110号展示室、第201号展示室、第205号展示室、第206号展示室、第208号展示室、第209号展示室及び第213号展示室 次に掲げる使用時間の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 午前 4,500円

イ 午後 5,900円

ウ 全日 10,400円

(2) 第102号展示室、第103号展示室、第108号展示室、第109号展示室、第202号展示室、第204号展示室、第210号展示室及び第212号展示室 次に掲げる使用時間の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 午前 2,400円

イ 午後 3,400円

ウ 全日 5,800円

(3) 第105号展示室及び第106号展示室 次に掲げる使用時間の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 午前 3,500円

イ 午後 4,600円

ウ 全日 8,100円

- (4) 第203号展示室及び第211号展示室 次に掲げる使用時間の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
- ア 午前 1,900円
- イ 午後 2,600円
- ウ 全日 4,500円
- 6 使用者が入場料（使用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。以下同じ。）を徴収する場合において、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を超えるときの使用料は、第1号に掲げる額とする。
- (1) その使用期間中の入場料の収入額の10分の1に相当する額（次に掲げる場合にあつては、当該額に、それぞれ次に掲げる額の3倍に相当する額にその使用日数を乗じて得た額を加算した額）
- ア 大展示室、第207号展示室、第1展示室若しくは第2展示室又は展示区画を構成する全部の展示室について、例外的目的に使用する場所が存する場合 当該場所が存する展示室又は展示区画のそれぞれにつきこの表に掲げる額
- イ 展示区画を構成する一部の展示室について、例外的目的に使用する場所が存する場合 当該場所が存する展示室のそれぞれにつき5(1)から(4)までに掲げる額
- (2) この表の展示室又は展示区画の使用料の額（4又は5の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の額）にその使用日数を乗じて得た額

別表第3備考以外の部分中

午後5時から午後7時まで	使用料の2割に相当する額
午後7時から午後9時まで	使用料の3割に相当する額
午前0時から午前9時まで及び午後9時から午後12時まで	そのつど市長が定める。

を

正午から午後7時まで	全日の使用料の2割に相当する額
午後7時から午後9時まで	全日の使用料の3割に相当する額
午前0時から午前9時まで及び午後9時から午後12時まで	その都度市長が定める。

に改める。

別表第3備考を同備考2とし、同備考2の前に次のように加える。

- 1 「全日の使用料」とは、別表第2に掲げる全日の使用料をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日から平成26年3月31日までの間の使用の許可の申請に係る使用料に関するこの条例による改正後の京都市美術館条例別表第2の規定の適用

については、同表本館の項中

13,500 ^円	18,000 ^円	31,500 ^円
17,300	23,200	40,500
20,200	27,100	47,300
3,900	5,100	9,000

と

あるのは

11,300 ^円	15,000 ^円	26,300 ^円
14,500	19,300	33,800
16,900	22,500	39,400
3,200	4,300	7,500

と、同表別館の項中

7,700	10,300	18,000
8,700	11,600	20,300

とあるのは

6,400	8,600	15,000
7,200	9,700	16,900

と、同表備考5(1)中「4,500円」

とあるのは「3,700円」と、「5,900円」とあるのは「4,900円」と、「10,400円」とあるのは「8,600円」と、同備考5(2)中「2,400円」とあるのは「2,100円」と、「3,400円」とあるのは「2,800円」と、「5,800円」とある

のは「4,900円」と、同備考5(3)中「3,500円」とあるのは「2,900円」と、「4,600円」とあるのは「3,900円」と、「8,100円」とあるのは「6,800円」と、同備考5(4)中「1,900円」とあるのは「1,600円」と、「2,600円」とあるのは「2,200円」と、「4,500円」とあるのは「3,800円」とする。

提案理由

使用料の適正化を図る等の必要があるので提案する。